

## 議案第 18 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例  
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会  
第 2 条第 2 項第 3 号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

### 附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、職員を派遣することができる団体に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を加えるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。